



平成 16 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ネットプライス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 輝英
(コード番号 3328 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員経営本部長 新宮 浩
(TEL . 03 - 5739 - 3360)

株式の分割に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 8 月 9 日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

当社株式 1 株当たりの投資金額を引き下げ、株式の流通性を高めるとともに、株主数の増加を図ることを目的とする。

2. 株式分割の概要

(1) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 16 年 9 月 30 日(木曜日)最終の発行済株式総数に 2 を乗じた株式数とする。

(2) 分割の方法

平成 16 年 9 月 30 日(木曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式 1 株につき、3 株の割合をもって分割する。

(3) 効力発生日 平成 16 年 11 月 19 日(金曜日)

(4) 配当起算日 平成 16 年 10 月 1 日(金曜日)

3. その他、この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

4. 権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成 19 年 8 月 19 日満期第 1 回無担保社債(新株引受権付) 商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定によるストックオプション(新株予約権)の権利行使価額を、平成 16 年 10 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

	調整後権利行使価額	調整前権利行使価額
平成 19 年 8 月 19 日満期 第 1 回無担保社債(新株引受権付) (平成 12 年 8 月 16 日発行)	19,762 円	59,285 円
第 1 回新株予約権	13,334 円	40,000 円
第 2 回新株予約権	15,000 円	45,000 円

以 上

【ご参考】

- 1 . 株式の分割により増加する株式数を具体的に明示していないのは、本取締役会決議日(平成 16 年 8 月 9 日)から分割基準日(平成 16 年 9 月 30 日)までの間に、平成 19 年 8 月 19 日満期第 1 回無担保社債(新株引受権付) 商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定によるストックオプション(新株予約権)の権利行使により、発行済株式総数が増加する可能性があり、分割当日現在の発行済株式総数が確定できないためであります。
- 2 . 株式分割後の発行済株式総数は、平成 16 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると、次のとおりとなります。

(1)平成 16 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数	34,256 株
(2)今回の分割により増加する株式数	68,512 株
(3)株式分割後の当社発行済株式総数	102,768 株
- 3 . 今回の株式分割に伴う、資本金の増加はありません。
平成 16 年 7 月 31 日現在の資本金 1,112,434,820 円
- 4 . 本取締役会において、上記の株式分割に伴い、商法第 218 条第 2 項の規定に基づき、当社の定款上の「発行する株式の総数」について、現行の 51,680 株から 103,360 株増加させ、155,040 株に変更することを決議しております。